

# 「安保法と憲法とくらしを考える会」 part3

戦争は秘密から始まる。秘密法と戦争法、混ぜれば超危険！

今回は 藤田早苗氏と考えます。

**強行採決された安保関連法！**

**これからどうなる？  
私たちはどうする？**



この忙しい時にもう！ 年末12月27日に  
藤田早苗さんの報告講演を企画したのには、  
大きな「訳」があります。その訳は???  
裏面マンガをご覧ください！

秘密法・戦争法・憲法破壊  
あれもこれもつながって 魔の手が伸びる！  
戦後70年、そして戦前X年？  
海外から見た日本は今？

**12月27日(日) 14:00~16:00**

**ふれあい健康館 2F 会議室1**

**参加費 1000円**

## ♪ profile 藤田早苗氏

英エセックス大学人権センター・フェロー。  
エ大で国際人権法修士号、法学博士号取得後、  
2009年から現職。  
特定秘密保護法が強行可決されてから、その法案を英訳し、  
いかに危険かを国内外に発信中。

主催：「安保法と憲法とくらしを考える会」

お問合わせ 090-3784-7254 (深田)



● 12月1～8日に、国連人権理事会「特別報告者」が日本を公式訪問し、特定秘密保護法などについて調査する予定でした。しかし、日本政府は2週間前に突然のキャンセル!!!

国連特別報告者の公式訪問は、英工セックス大学人権センター・フェロー藤田早苗氏はじめ、日本のNGOの働きかけにより実現したのです。

**国連加盟193か国**  
**自由権規約委員会 (18人の独立専門家)**  
**人権理事会 (47理事国)**  
 ↓  
**特別報告者を任命 (表現の自由など)**

国連には、人権理事会という機関があるの。

秘密保護法 is very dangerous!

日本で講演する藤田早苗氏

秘密保護法が成立する前、イギリス在住の藤田早苗さんという国際人権基準の研究者が、秘密保護法案を英訳して特別報告者に訴えたの。

Oh, 秘密保護法 is so dangerous!

そうしたら、日本政府に対して「秘密保護法は透明性を脅かす」と声明を出します!

国連 自由権規約委員会 特別報告者 フランク・ラ・ルー氏 (当時)

その人権理事会に「表現の自由に関する特別報告者」という人がいて、

全世界の表現の自由を光らせてるの。

私の名前はフランク・ラ・ルー 国連人権理事会の表現の自由に関する特別報告者です

特別報告者は任期が終わって交代したけど、引き続き藤田さんが働きかけを「公式訪問」してくれることが決まったの!!!

OK! 2015年12月に日本に行くよ。

日本に公式訪問来てほしい!

新特別報告者 デイビッド ケイ氏

藤田早苗氏

公式訪問って? すごいの?

①国連自由権規約委員会として、「なぜ今秘密保護法が必要か」日本政府に説明を求めます。

②「国連人権基準にのっとって秘密保護法を修正すべき」と勧告します。

これはすごい!

国連自由権規約委員会

人権理事会とは別の国連自由権規約委員会にも働きかけたら、

特別報告者は年1/2か国しか公式訪問しないのよ。

国連の独立した専門家として、中立の立場で、政府・NGOにインタビュー調査を行います。

後日報告書を作って勧告を行い、国連はフォローアップし続けます。

新特別報告者 デイビッド ケイ氏

日本の人権尊重状況が悪化しているから今回公式訪問先に選ばれたんだけど、藤田さんをはじめとした日本のNGOからの強い働きかけもあったのよ。

表現の自由に関しての、特別報告者の公式訪問は日本史上初なのよ!!! すごいでしょ!?

何となくすこいってわかったよ。

日本では、秘密保護法以外にも、ヘイトスピーチや政府のマスコミへの圧力、市民運動への誹謗中傷など問題があふれているわ。

よい△△人も悪い△△人も全員×せ!

みんながんばったんだね。

私の国も人権侵害ひどいです!!!

他国NGO関係者

藤田さんや日本のNGO

日本にきて!

漫画:秘密保護法に反対する様々な活動を国内外で行っている『秘密保全法に反対する愛知の会』作成

● **特別報告者:**人権委員会は、言論の自由、拷問、食糧確保の権利、教育の権利などのような特定の人権のテーマや、特定の国家・地域の状況に関する作業部会を設けている。2015年11月現在で、41のテーマ、14カ国又は地域に対して作業部会が置かれている。各作業部会は、国又は地域を訪問して調査、監視、助言、報告書の公開といった「特別手続(Special Procedures)」を行う。国連人権委員会委員長は、この特別手続を実行する専門家として、「特別報告者(Special Rapporteur)」任命することができる。特別報告者の任期は、最長で6年である。人権高等弁務官事務所から支援を受けて無給で、いずれの国家又は地域からも独立した専門家として活動するとされる。